

マイナンバーカードの健康保険証利用

特定健診情報・薬剤情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報を閲覧すること**※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

どんないいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の健康状況が医師と共有できることで、より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※ 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



薬剤情報って？

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含みます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報※

(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※ 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能